

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	土木部	監理課	H22.4.1	建設業情報管理システム電算処理業務	システム基本料 @52,500円/月 建設業許可電算 処理料 @2,100円/件 経営事項審査電 算処理料 @670円/件	東京都中央区築地2丁目11番24号 財団法人 建設業情報管理センター 理事長 松井 邦彦	建設業者の許可及び経営事項審査にかかるシステムを開発・運営・管理しているのが(財)建設業情報管理センターであり、国及び各都道府県は同センターへ業務委託している。また、他に同様のデータを扱っている業者がないことや、同センターは単価を全国統一単価としていることから、随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
2	土木部	監理課	H22.4.12	経営事項審査等業務委託	2,420,460	長崎市桜町3番12号 長崎県行政書士会 会長 森田 忠幸	審査に当たっては建設業法をはじめとする幅広い法律の専門知識が必要であるが、行政書士は、行政全般に亘る許認可等の申請書類の作成・提出に精通していることから審査要員として最も相応しい専門職業家と判断される。 また、本審査においては高度な専門性、豊富な経験及び的確な判断力が要求されるとともに、毎年3,000件を超える多数の申請を処理する必要があるため、該当期間中、一定の質及び量の審査要員を安定的に確保することが不可欠であるが、行政書士会は県下大多数の行政書士を擁し、関係専門業務全般に亘り指導的、調整的役務を担っていることから本業務で求められる人材の供給ならびに審査水準及び公平性の維持が可能であり、また他に同等以上の委託先を見出すことも現実的に困難であるため。	第167条の2 第1項第2号
3	土木部	建設企画課	H22.4.1	工事実績情報サービス及び測量調査設計業務実績情報サービス利用	2,362,500	東京都港区赤坂7-10-20 財団法人 日本建設情報総合センター 理事長 門松 武	本サービスを提供しているのは、唯一、財団法人 日本建設情報総合センターだけであるため。	第167条の2 第1項第2号
4	土木部	建設企画課	H22.4.1	企業情報(発注者支援データベースシステム)の利用	1,890,000	東京都千代田区二番町3 財団法人 建設業技術者センター 理事長 三谷 浩	本サービスを提供しているのは、唯一、財団法人 建設業技術者センターだけであるため。	第167条の2 第1項第2号
5	土木部	建設企画課	H22.4.1	公共事業技術情報システム運用管理業務委託	11,025,000	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 中野 一英	システムの著作権及びプログラムソースを株式会社 NDKCOMが保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
6	土木部	建設企画課	H22.4.1	業者管理・工事執行管理システム維持管理業務委託	4,515,000	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支店 支店長 田中 大吾	システムの著作権及びプログラムソースを日本電気株式会社保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	土木部	建設企画課	H22.4.1	土木工事積算システム維持管理業務委託	30,817,500	長崎市出来大工町36 扇精光株式会社 代表取締役 扇 健二	システムの著作権及びプログラムソースを扇精光株式会社が保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
8	土木部	建設企画課	H22.4.1	土木部職員等専門研修業務委託	8,400,000	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 野田 浩	土木関係職員の研修を行っているのは、県内で唯一、財団法人 長崎県建設技術研究センターだけであるため。	第167条の2 第1項第2号
9	土木部	建設企画課	H22.4.1	電子入札システム運用管理業務委託	17,514,000	福岡市中央区長浜2-4-1 東芝ソリューション株式会社 九州支社 支社長 大野 由嗣	システムの著作権及びプログラムソースを東芝ソリューション株式会社が保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
10	土木部	建設企画課	H22.4.1	プログラムサポートサービス契約	2,362,500	東京都港区赤坂7-10-20 財団法人 日本建設情報総 合センター 理事長 門松 武	本サービスを提供しているのは、唯一、財団法人 日本建設情報総合センターだけであるため。	第167条の2 第1項第2号
11	土木部	建設企画課	H22.4.23	公共工事現場点検強化事業業務委託	39,998,700	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 野田 浩	県の土木行政に精通し、公共工事現場経験が豊富な技術者を擁している。行政代行機関として、当センター以外に委託先はない。	第167条の2 第1項第2号
12	土木部	建設企画課	H22.5.13	総合評価審査補助業務委託	26,857,950	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 野田 浩	県の土木行政に精通し、総合評価方式について知識が豊富な技術者を擁している。行政代行機関としての信頼もあり、当センター以外に委託先はない。	第167条の2 第1項第2号
13	土木部	建設企画課	H22.5.18	総合評価落札方式補助システム開発業務委託	3,202,500	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 中野 一英	システムの著作権及びプログラムソースを株式会社 NDKCOMが保有しているため、他社が行う場合は別途費用が発生する。	第167条の2 第1項第2号
14	土木部	建設企画課	H22.7.1	土木部広報誌作成業務委託	1,564,500	長崎市東古川町1-5 ヨンエフ 代表 吉田 隆	一般競争入札の実施について、公告・告示を行ったが、競争入札参加者の資格審査申請書の提出期限までに申請がなかったため。	第167条の2 第1項第8号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	土木部	建設企画課	H22.9.1	業者管理・工事執行 管理システム Windows7動作検証業務委託	6,300,000	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支店 支店長 田中 大吾	システムの著作権及びプログラムソースを日本電気株式会社が保有しているため、他社では業務を執行できない。	第167条の2 第1項第2号
16	土木部	建設企画課	H22.9.1	災害補助・用地管理 システムWindows7動作 検証業務委託	5,554,500	長崎市西坂町2-3 富士通株式会社 長崎支店 支店長 横枕 誠治	システムの著作権及びプログラムソースを富士通株式会社が保有しているため、他社では業務を執行できない。	第167条の2 第1項第2号
17	土木部	建設企画課	H22.9.1	公共事業技術情報シ ステムWindows7動作 検証業務委託	6,930,000	長崎市栄町5-11 株式会社 NDKCOM 代表取締役 中野 一英	システムの著作権及びプログラムソースを株式会社NDKCOMが保有しているため、他社では業務を執行できない。	第167条の2 第1項第2号
18	土木部	建設企画課	H22.10.22	「土木の日」パネル展 企画業務委託	1,755,600	長崎市栄町5-5 株式会社 創見 代表取締役 早田 利充	プロポーザル方式により選定された業者と契約するため。	第167条の2 第1項第2号
19	土木部	建設企画課	H23.2.14	業者管理・工事執行 管理システム改修業 務委託	2,100,000	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支店 支店長 田中 大吾	システムの著作権及びプログラムソースを日本電気株式会社が保有しているため、他社では業務を執行できない。	第167条の2 第1項第2号
20	土木部	建設企画課	H23.2.28	公共事業技術情報シ ステム用サーバ機賃 貸借(再々リース)	1,810,746	福岡市博多区東比恵3-1-2 富士通リース株式会社 九州支店長 高橋 謙二	富士通リース(株)より賃貸借している機器の再々リースのため、他の業者との契約を行うことができない。	第167条の2 第1項第2号
21	土木部	都市計画課	H22.4.1	長崎県違反広告物除 却推進運動事務委託	1,500,000	佐世保市高砂町5-17 佐世保市保健環境連合会 会長 三宅 禎太郎	屋外広告物法に基づいて、知事の権限の一部を委任した違反 広告物除却推進員を構成員とする当該連合会に相手方が限 定されるため。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	土木部	都市計画課	H22.4.27	JR長崎本線連続立体交差事業に関する平成22年度実施協定	493,304,000	福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号 九州旅客鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務は、JR長崎本線連続立体交差事業に伴いJR佐世保線早岐駅に移転する、車両基地の設計・工事を行うものであるが、詳細設計の対象となる車両基地の施設管理者は九州旅客鉄道(株)であり、列車の安全運行確保の観点等から、施設の設計条件や構造形式を決定する権限が九州旅客鉄道(株)にあること。</li> <li>業務を実施するうえで、列車の営業運転を行っている鉄道事業用地内への立入りが必要であり、列車の安全運行の確保及び作業員の安全確保が必要であること。</li> <li>鉄道施設は、土木、建築、電気、信号、通信等の様々な施設があり、設計・工事を実施するうえでは、九州旅客鉄道(株)の有する個別施設の専門的な技術力と、それらを俯瞰的に判断する総合的な技術力が不可欠であること。</li> <li>業務を実施するうえでは、施設管理者である九州旅客鉄道(株)内部の、施設部門、運輸部門、電気部門等関連する部局の内部調整が不可欠であること。</li> </ul> <p>なお本協定は、鉄道の高架化を行うための鉄道事業者に対する補償である。</p>	第167条の2 第1項第2号
23	土木部	都市計画課	H22.6.22	都市計画の見直しに関する基礎調査委託(平戸市)	3,249,750	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 黒田 成彦	本調査は、都市計画法第6条に基づき人口・環境・建物・住宅の状況を把握し、土地利用、施設整備計画の検討を行う際の基礎資料を得るために実施するものである。本調査は、都市計画法第6条に知事が行うものと定められているが、現地に精通した当該市町の職員が直接業務に当たることにより調査精度の向上が図れるため、県から平戸市へ委託する方法で実施する。	第167条の2 第1項第2号
24	土木部	都市計画課	H22.7.6	都市計画の見直しに関する基礎調査委託(松浦市)	3,709,125	松浦市志佐町里免365 松浦市長 友広 郁洋	本調査は、都市計画法第6条に基づき人口・環境・建物・住宅の状況を把握し、土地利用、施設整備計画の検討を行う際の基礎資料を得るために実施するものである。本調査は、都市計画法第7条に知事が行うものと定められているが、現地に精通した当該市町の職員が直接業務に当たることにより調査精度の向上が図れるため、県から松浦市へ委託する方法で実施する。	第167条の2 第1項第2号
25	土木部	道路建設課	H23.2.9	22企調第14号 長崎県内幹線道路整備効果検討業務委託	9,870,000	復建調査設計(株)長崎支店 長崎市清水町2-4 執行役員支店長 前川 俊一	技術的に高度で非定型な業務であるため、プロポーザル方式で5社より技術提案を求め、建設コンサルタント選定委員会において評価した結果、実施方針・手法に優れた同社を選定した。	第167条の2第1 項第2号
26	土木部	道路維持課	H22.4.1	道路交通情報業務委託	14,458,500	東京都千代田区飯田橋1-5-10 財団法人 日本道路交通情報センター 理事長 矢代 隆義	(財)日本道路交通情報センターは、全国の道路交通情報を収集・分析・提供する目的で設立された唯一の機関であり、国土交通省、47都道府県等の地方公共団体及び旧道路関係公団と委託契約を締結しており、他に当該業務を委託できる機関がないため。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	土木部	道路維持課	H22.10.4	平成22年度長崎県橋梁概略点検支援業務委託	3,634,050	(財)長崎県建設技術研究センター	長寿命化修繕計画(平成20年3月策定)に従い、橋の健全性把握の為に定期点検を行うにあたり、公平・中立な立場で調査等を行い、かつ、民間コンサルタントと比較し安価な経費で業務遂行可能な機関であるため。	第167条の2 第1項第2号
28	土木部	道路維持課	H22.11.8	生月大橋本復旧工事 工事記録作成業務	4,410,000	長崎市旭町5-1 株式会社 長大 長崎事務所 所長 池田 武士	当該業者は、昭和56年度に主要地方道平戸生月線生月大橋建設工事(設計委託)にて詳細設計を行っており、生月大橋の構造計算に非常に熟知している。また、平成21年度には、生月大橋の応急復旧と本復旧の検討過程、設計の考え方、設計が完了するまでの経緯などにも非常に精通しているため。	第167条の2 第1項第2号
29	土木部	港湾課	H22.4.1	県有財産貸付契約 (長崎港小ヶ倉1号上 屋敷地賃借料)	1,594,137	長崎市国分町3-30 長崎県長崎振興局長崎港湾 漁港事務所 所長 林田 幸太	長崎港小ヶ倉柳地区上屋の利用のため、長崎県港湾整備事業会計(企業会計)所管の土地を借り上げるため。	第167条の2 第1項第2号
30	土木部	港湾課	H22.4.1	県有財産貸付契約 (長崎港小ヶ倉2号上 屋敷地賃借料)	1,318,182	長崎市国分町3-30 長崎県長崎振興局長崎港湾 漁港事務所 所長 林田 幸太	長崎港小ヶ倉柳地区上屋の利用のため、長崎県港湾整備事業会計(企業会計)所管の土地を借り上げるため。	第167条の2 第1項第2号
31	土木部	港湾課	H22.4.1	県有財産貸付契約 (長崎港小ヶ倉3号上 屋敷地及び荷捌所上 屋敷地賃借料)	1,745,701	長崎市国分町3-30 長崎県長崎振興局長崎港湾 漁港事務所 所長 林田 幸太	長崎港小ヶ倉柳地区上屋の利用のため、長崎県港湾整備事業会計(企業会計)所管の土地を借り上げるため。	第167条の2 第1項第2号
32	土木部	港湾課	H22.4.1	平成22年度上五島空 港管理業務委託	4,500,000	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長 井上 俊昭	当該業務には、航空機事故、ハイジャック等の緊急時における消火救難活動等への支援を含んでいるため、地元町に委託する必要がある。	第167条の2 第1項第2号
33	土木部	港湾課	H22.4.1	平成22年度小値賀空 港管理業務委託	4,500,000	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1 小値賀町長 山田 憲道	当該業務には、航空機事故、ハイジャック等の緊急時における消火救難活動等への支援を含んでいるため、地元町に委託する必要がある。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
34	土木部	港湾課	H22.4.1	上五島空港照明施設 維持管理業務委託	1,039,500	南松浦郡新上五島町有川郷 2780 株式会社 九電工 有川営業 所 所長 平瀬 博	当該業務は航空灯火施設の機能を常に完全な状態に保つことにより、航空機の安全かつ安定した運航を確保することを目的としている。航空灯火施設は飛行機の航行の援助、離陸及び着陸を援助するために設置された施設であり、運航の安全性、就航率の向上を確保するために必要な航空保安施設の一つである。そのため、ひとたび施設に障害が発生し復旧が遅れた場合には当該空港の運用に支障をきたすことになる。航空灯火施設に障害が発生した場合には早急に臨時点検を行うとともに復旧作業を実施する必要がある。そのため、島内に営業所等を有しかつ多数の職員(電気工事士)を恒常的に雇用している電気事業者でなければ本業務を遂行することは不可能である。さらに航空灯火施設は空港施設特有のものであるため、航空灯火施設の維持管理業務の実績がなく、また航空灯火施設設置工事の施工実績が乏しい電気事業者に委託することは信頼性が最も重要とされる本業務の性質上適さない。以上のことを総合的に検討した結果、当該業務を受託可能な電気事業者は、盆正月等の休日においても緊急時の対応が可能な社員を島内に多数駐在させ、本業務を長年受託し航空灯火施設の機能を常に完全な状態に保ち続けた実績を有する当該委託業者しかいないと判断したため。	第167条の2 第1項第2号
35	土木部	港湾課	H22.6.10	22港単調第2号 厳 原港港湾計画の変更 に伴う航行安全検討 業務委託	22,732,500	福岡県北九州市門司区港町 7-8 社団法人 西部海難防止協 会 会長 森 肇	本業務は海事に関する専門家及び関係者による委員会を設置し、船舶航行の安全性について専門的な知見から十分な検討が必要であること、また委員会の運営にあたっては、中立的な立場で港湾利用者及び関係行政機関等の意見を集約する必要があることから、船舶航行の安全性の検討業務に精通し、かつ同種のノウハウや過去のデータを蓄積、活用している九州・山口地域で唯一の団体(公益法人)である、社団法人西部海難防止協会しかいないため。	第167条の2 第1項第2号
36	土木部	港湾課	H22.9.9	福江空港滑走路灯火 用品(常用・予備切替 型VSユニット)	1,312,500	福岡県福岡市中央区長浜2 丁目4番1号 東芝ライテック株式会社 九 州営業部 営業部長 田熊 和人	福江空港に設置されている当該品は東芝ライテック株式会社製であり、他社との互換性が無いため	第167条の2 第1項第2号
37	土木部	河川課	H22.7.9	長崎県河川砂防情報 システムサーバアプリ ケーション保守業務委 託	7,350,000	福岡県福岡市博多区上呉服 町10-1 パナソニックシス テムソリューションズジャ パン株式会社 九州社 社 長 善明 啓一	本システムの開発業者であり、ソフトの著作権をパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社九州社が保有しているため、他社では業務を執行できないため。	第167条の2 第1項第2号
38	土木部	河川課	H22.11.22	河川管理施設維持管 理計画(業務支援シ ステム構築委託)	9,870,000	長崎市出来大工町36 扇精光 株式会社 代表取締役 扇 健二	プロポーザル方式により選定された業者と契約するため。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
39	土木部	河川課	H22.11.22	長崎県ダム情報基盤 総合整備工事(県庁 システム設計業務委 託)	7,864,500	長崎市元船町13-5 株式会社 建設技術研究所 長崎事務所 所長 副島 勇人	プロポーザル方式により選定された業者と契約するため。	第167条の2 第1項第2号
40	土木部	砂防課	H23.1.31	土砂災害警戒区域等 設定照査業務委託	3,496,500	東京都千代田区平河町2-7- 4 (財)砂防フロンティア整備推進機 構 理事長 森 俊勇	(株)砂防フロンティア整備推進機構は、区域設定に関する重要項目について、砂防に関し、特に精通した学識経験者によるチェック結果を踏まえた照査業務を実施している唯一の機関であるため。	第167条の2 第1項第2号
41	土木部	建築課	H22.4.1	宅地建物取引業免許 事務等電算処理業務 委託	1,228,000	財団法人 不動産適正取引 推進機構	財団法人 不動産適正取引推進機構は、国及び47都道府県の宅地建物取引業事務棟に関する電算処理業務を行っている唯一の団体であるため。	第167条の2 第1項第2号
42	土木部	建築課	H22.4.1	建築共用データベー スシステム(台帳・帳 簿登録システム閲覧 システム)利用契約	3,657,780	財団法人 建築行政情報セ ンター	指定確認検査機関や、建築士、建築士事務所の指導監督、違反建築物対策や既存建築物に係る各種定期報告・事故対応など建築行政の的確化、迅速化のためには各機関をネット回線で接続した共通のシステムが必要であり、ほかにこのようなシステムを開発しているものはいないため。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
43	土木部	建築課	H22.4.1	平成22年度構造計算適合性判定業務	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの 高度な判定を要するもの 1,000㎡以内のもの@148,000 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの@185,000 2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの@203,000 10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの@258,000 50,000㎡を超えるもの@442,000 高度な判定を要する以外のもの 1,000㎡以内のもの@162,000 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの@183,000 2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの@193,000 10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの@224,000 50,000㎡を超えるもの@327,000	株式会社 建築構造センター	建築基準法第18条の2第1項に基づき構造計算適合性判定を実施するため、県が指定構造計算適合性判定機関として指定したものであり、その他に指定した3機関とあわせ、それぞれの指定期間で適合性判定を行えるようにするものであり、性質又は目的が競争入札に適さないため。	第167条の2 第1項第2号



平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
43の 続き					構造計算が大臣 認定プログラム 以外の方法で行 われたもの 高度な判定を要 するもの 1,000㎡以内のも の@216,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@290,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内の もの@331,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内の もの@441,000 50,000㎡を超える もの@813,000 高度な判定を要 する以外のもの 1,000㎡以内のも の@186,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@227,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内の もの@249,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内の もの@311,000 50,000㎡を超える もの@519,000			

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
44	土木部	建築課	H22.4.1	平成22年度構造計算適合性判定業務	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの 高度な判定を要するもの 1,000㎡以内のもの@148,000 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの@185,000 2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの@203,000 10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの@258,000 50,000㎡を超えるもの@442,000 高度な判定を要する以外のもの 1,000㎡以内のもの@162,000 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの@183,000 2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの@193,000 10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの@224,000 50,000㎡を超えるもの@327,000	日本ERI 株式会社	建築基準法第18条の2第1項に基づき構造計算適合性判定を実施するため、県が指定構造計算適合性判定機関として指定したものであり、その他に指定した3機関とあわせ、それぞれの指定期間で適合性判定を行えるようにするものであり、性質又は目的が競争入札に適さないため。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
44の 続き					構造計算が大臣 認定プログラム 以外の方法で行 われたもの 高度な判定を要 するもの 1,000㎡以内のも の@216,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@290,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内の もの@331,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内の もの@441,000 50,000㎡を超える もの@813,000 高度な判定を要 する以外のもの 1,000㎡以内のも の@186,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@227,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内の もの@249,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内の もの@311,000 50,000㎡を超える もの@519,000			

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
45	土木部	建築課	H22.4.1	平成22年度構造計算適合性判定業務	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの 高度な判定を要するもの 1,000㎡以内のもの@148,000 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの@185,000 2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの@203,000 10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの@258,000 50,000㎡を超えるもの@442,000 高度な判定を要する以外のもの 1,000㎡以内のもの@162,000 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの@183,000 2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの@193,000 10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの@224,000 50,000㎡を超えるもの@327,000	財団法人 日本建築センター	建築基準法第18条の2第1項に基づき構造計算適合性判定を実施するため、県が指定構造計算適合性判定機関として指定したものであり、その他に指定した3機関とあわせ、それぞれの指定期間で適合性判定を行えるようにするものであり、性質又は目的が競争入札に適さないため。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
45の つづ き					構造計算が大臣 認定プログラム 以外の方法で行 われたもの 高度な判定を要 するもの 1,000㎡以内のも の@216,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@290,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内の もの@331,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内の もの@441,000 50,000㎡を超える もの@813,000 高度な判定を要 する以外のもの 1,000㎡以内のも の@186,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@227,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内の もの@249,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内の もの@311,000 50,000㎡を超える もの@519,000			

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
46	土木部	建築課	H22.4.1	平成22年度構造計算適合性判定業務	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの 高度な判定を要するもの 1,000㎡以内のもの@148,000 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの@185,000 2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの@203,000 10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの@258,000 50,000㎡を超えるもの@442,000 高度な判定を要する以外のもの 1,000㎡以内のもの@162,000 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの@183,000 2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの@193,000 10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの@224,000 50,000㎡を超えるもの@327,000	株式会社 国際確認検査センター	建築基準法第18条の2第1項に基づき構造計算適合性判定を実施するため、県が指定構造計算適合性判定機関として指定したものであり、その他に指定した3機関とあわせ、それぞれの指定期間で適合性判定を行えるようにするものであり、性質又は目的が競争入札に適さないため。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
46の つづ き					構造計算が大臣 認定プログラム 以外の方法で行 われたもの 高度な判定を要 するもの 1,000㎡以内のも の@216,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@290,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内の もの@331,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内の もの@441,000 50,000㎡を超える もの@813,000 高度な判定を要 する以外のもの 1,000㎡以内のも の@186,000 1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のも の@227,000 2,000㎡を超え、 10,000㎡以内の もの@249,000 10,000㎡を超え、 50,000㎡以内の もの@311,000 50,000㎡を超える もの@519,000			
47	土木部	建築課	H22.6.10	22委託 平成22年度 営繕積算システム等 整備業務委託	2,427,600	財団法人 建築コスト管理シ ステム研究所	営繕積算システムは国土交通省と(財)建築コスト管理シス テム研究所が共同で開発管理しており、保守管理等を行える唯 一の団体。	第167条の2 第1項第2号
48	土木部	建築課	H22.9.10	22建代835号 多様 な発注方式に関する 検討業務委託	4,725,000	株式会社 NTTファシリ ティーズ	プロポーザルにより相手方が特定されたため。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
49	土木部	建築課	H22.12.27	22調001 長崎県立総合運動公園新陸上競技場(仮称)新築工事の履行能力確認等調査業務	4,287,150	財団法人 長崎県建設技術研究センター	当業務は、応札者に対して適正な施工、工事管理及び工物品質の確保を求めるために、低入札価格調査及び履行能力確認調査を行う業務であり、公共工事の品質確保のための設計、積算、工事管理棟の知識及び経験を必要とする。また、各応札者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏洩防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な同センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
50	土木部	建築課	H23.3.22	22設監001 長崎県立総合運動公園新陸上競技場(仮称)新築工事の監理業務	87,150,000	(株)日本設計	本建築は陸上競技場という特殊な用途であるため、設計者以外の者が工事監理業務を行う場合は、設計意図を把握する時間や性能評価・大臣認定を取得した耐火・避難・構造を把握する時間、設計変更に対応するために利用者がどのように利用するかを理解・把握する時間等を必要以上に要するばかりでなく、付近住民、関係機関及び関係競技団体との協議内容把握に時間を要し、設計意図、設計変更の正確な反映および発注者の求める建築物の品質が確保できなくなるおそれがある。本工事は、平成26年に開催される長崎国体の開閉会式会場であることから、工期を遵守することが求められており、工事請負者に対する迅速な工事監理の判断がなければ、工期内に完成されることが困難である。このような状況下において工事の円滑な進捗を確保するためには、設計意図、構造などを把握した者が工事監理を行うことを求められていることから、当該者と随意契約を行う。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号
51	土木部	住宅課	H22.4.1	平成22年度県営住宅管理システム維持に必要な運用支援及び技術支援業務委託契約	9,450,000	長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム 株式会社 代表取締役 平井 健司	本システムを開発した同社以外に約12,000戸の県営住宅管理を円滑に処理することは困難と思われる。また、新年度の運用にあっても業務全体の内容把握、バックアップ体制等を考えた場合、現在の県営住宅管理システムの維持について、的確かつ迅速に対応できるものは本システムの開発、維持、保守管理、改修に至るまで担ってきたNBC情報システム(株)をいって他にはない。	第167条の2 第1項第2号
52	土木部	住宅課	H22.6.1	平成22年度耐震・安心住まいづくり支援事業相談業務	1,045,450	長崎市元船町17-1 財団法人 長崎県住宅・建築総合センター 理事長 桑原 徹郎	住宅の耐震化に関する相談業務を的確に実施するためには、広範な建築知識に対する専門性、建築業界に対する公平性を担保できることが最も重要である。(財)長崎県住宅・建築総合センターは、県民に対して住宅・建築などに関する知識の普及、住宅・建築技術者に対して関連情報の提供をするなどの目的を持っており、専門かつ公平な立場で業務を執行できる機関であるため。	第167条の2 第1項第2号



平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
53	土木部	住宅課	H22.7.8	22単委第4号 滑石団地基礎変更実 施設設計業務の委託 (1-12・13棟)	1,102,500	長崎市北栄町1-7 株式会社 重野設計事務所 代表取締役 重野 尚武	現在、工事中である建築物の支持層の地耐力が想定よりも深い位置で確認されたので基礎構造の変更をしなければならなくなった。 基礎の変更のみで下記日数を要するが、基礎以外の部分に変更が生じた場合は更に日数を要し、全体的な設計の見直しが必要になる。 また、変更を要する機関が長くなるほど仮設損料などの経費が負担になる。 1. 設計変更を要する期間 約2ヶ月(基礎のみの変更の場合) 2. 建築確認の変更申請を要する期間 約2ヶ月(基礎のみの変更の場合) 設計変更を要する機関の短縮及び必要最小限に構造変更をする上で、当該建築物の構造に精通している重野設計事務所が契約相手として最適と考える。	第167条の2 第1項第2号
54	土木部	住宅課	H22.9.24	住生活月間イベント・ 住宅フェア開催運営 補助業務	3,528,000	長崎市恵美須町4-5 株式会社 九州公告 代表取締役 三木 孝嗣	本業務は、10月の住生活月間に合わせて、住まいや、暮らしに関する県の事業やイベント行事、各種制度、施策、相談窓口の紹介など県民に役立つ情報を提供するイベント(住宅フェア)を開催するものである。 6社による住宅フェアの企画・運営及び、事務局の運営補助に関する業者企画提案プレゼンを行い、県民に最も情報を提供できる提案をした業者を1社選定し、契約を行ったため。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
55	土木部	住宅課	H23.2.14	県営住宅家賃算定業務	1,828,260	長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム株式会社 代表取締役 平井 健司	<p>県営住宅の家賃算定については、公営住宅法により規定された方法により計算されるが、今回、約200戸の住戸について、その専用面積の誤算定により、平成10年度以降の家賃算定に誤りがあることが判明した。</p> <p>家賃算定に誤りのあった住戸については、正しい家賃を算定・賦課するとともに、過大徴収分については、返還する必要がある。また返還に際しては、利息を付して行われるが、利息については、返還が1ヶ月遅れると数十万円の負担増となることが見込まれるため、速やかな事務処理が求められている。</p> <p>過去(22年5月)に、家賃算定誤りによる返還があった際は、直営によりその業務を行ったが、今回は「前回に比べ対象住戸数が多いこと」、「新年度より正しい家賃を賦課する必要があること」、「時間を要すると利息の負担が増加すること」により、直営による業務は困難であるため、業務委託を行うこととした。</p> <p>今回の随意契約を締結するにあたっては、NBC情報システム(株)以外のものに契約の履行が可能でないか検討したが、「制度改正や各種措置による経過措置があり、家賃計算が非常に複雑であること」、「家賃計算プログラムの改修が必要なこと」、「新規業者では早急な対応ができないこと」により、「県営住宅管理システム」の維持管理業務を委託している同社以外では、業務遂行が困難であると思われる。</p> <p>以上により家賃算定誤りに伴う正規家賃算定業務の委託先については、同システムの開発、維持、保守管理、改修に至るまで担ってきたNBC情報システム(株)において他にはない。</p> <p>なお、本契約を締結するにあたり、家賃算定にかかる業務を各工程に分け、必要不可欠な作業時間を積算し、予定額を算出した。</p>	第167条の2 第1項 第2号
56	土木部	住宅課	H23.2.24	平成22年度 住宅の耐震化等に関する情報提供業務	3,241,350	長崎県長崎市浜町3-5-502 (株)クリエイティブ・カサマ	<p>今回の契約は、住宅・建築物についての耐震化やその他の情報を広く県民に伝え、税制等制度の普及や活用、法令の周知や遵守が十分図られるよう、新聞の折り込み広告等により、効果的で効率的な広報活動を行うためのものである。</p> <p>業者の選定にあたっては、3社(2社辞退)からの企画提案書提出後、選定委員会による選考の結果、広く県民の目に届き、保存性の高い広報媒体、広報手法が提案された業者と契約。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
57	土木部	住宅課	H23.3.14	県営住宅家賃算定業務(2次分)	4,383,750	長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム株式会社 代表取締役 平井 健司	<p>県営住宅の家賃算定については、公営住宅法により規定された方法により計算されるが、今回、約200戸の住戸について、その専用面積の誤算定により、平成10年度以降の家賃算定に誤りがあることが判明した。</p> <p>家賃算定に誤りのあった住戸については、正しい家賃を算定・賦課するとともに、過大徴収分については、速やかな事務処理が求められている。</p> <p>今回の随意契約を締結するにあたっては、NBC情報システム(株)以外のものに契約の履行が可能でないか検討したが、「制度改正や各種措置による経過措置があり、家賃計算が非常に複雑であること」、「家賃計算プログラムの改修が必要なこと」、「新規業者では早急な対応ができないこと」により、「県営住宅管理システム」の維持管理業務を委託している同社以外では、業務遂行が困難であると思われる。</p> <p>以上により家賃算定誤りに伴う正規家賃算定業務の委託先については、同システムの開発、維持、保守管理、改修に至るまで担ってきたNBC情報システム(株)において他にはない。</p>	第167条の2 第1項 第2号
58	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H22.4.12	主要地方道長崎南環 状線橋梁整備工事 (監督補助業務委託)	17,388,000	大村市池田2丁目1311番3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 野田 浩	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願等について設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有する施行ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
59	土木部	長崎南バイパス 建設事務所	H22.6.23	施工体制点検業務委託	1,234,800	大村市池田2丁目1311番3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 野田 浩	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の安全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適正な工事監督が求められている。</p> <p>施工体制点検業務は、その工事監督や品質確保等が適正に行なわれているか点検するもので、公益上の守秘性(個人情報)があり業務遂行上、専門知識や資格、実績、行政経験などの必要能力を有していなければならない。</p> <p>県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <p>1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること</li> <li>・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</li> </ul> <p>2. 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等</li> </ul> <p>3. 「公共工物品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。</p> <p>4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</p> <p>5. 専門技術者を有した公益法人であり、昨年度、一昨年度の実績・経験を生かし、継続した施工体制点検が可能なこと</p>	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
60	土木部	長崎鉄道高架 整備事務所	H22.5.17	(用地取得事務委託)	13,250,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井健	<p>(1)委託要領第3条では、受託者として市町村、県土地開発公社、県道路公社、市町村立土地開発公社を定めている。しかし、県土地開発公社以外の指定機関については、当該委託業務を受託できる組織・人員・体制になく、また用地取得業務への精通度も低い。</p> <p>(2)県土地開発公社は、県の公共用地取得業務を行う専門機関として設置したもので、損失補償基準、用地交渉・契約業務に最も精通し、安定した用地取得業務が遂行できる。</p> <p>(3)用地取得業務は斡旋業務に該当し、これを他の業者に委託することは弁護士法第72条の「非弁護士の法律事務の取扱等の禁止」に抵触する可能性があるが、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項第2号により、斡旋業務が認められている。</p> <p>よって、当該業務の委託の相手方は、県土地開発公社以外になく、競争入札に適さないことから、随意契約を行うものである。</p>	第167条の2 第1項第2号
61	土木部	長崎鉄道高架 整備事務所	H22.8.5	JR長崎本線連続立 体交差事業(地積測 量図作成業務委託)	1,201,630	長崎市五島町8-7 社団法人 長崎県公共嘱託 登記士地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	<p>(1)公共嘱託登記士地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。</p> <p>(2)契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。</p> <p>(3)委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、嘱託登記事務委託取扱要領第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払うこの方法は、利に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。</p> <p>以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：土木部

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
62	土木部	石木ダム建設事務所	H22.11.29	石木ダム資料作成業務委託	3,150,000	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 野田 浩	本業務は石木ダム計画について検証するために設けられた「地方公共団体からなる検証の場」の事務運営等に用いる資料の作成及びとりまとめ等を行うものであり、迅速な対応が要求されることから、長崎県の土木行政を熟知、精通した土木行政代行として信頼がおける機関が実施する必要がある。 随意契約の相手方である「(財)長崎県建設技術センター」は、長崎県が設立した法人であり、これまで各土木機関より各種説明会、委員会等を受託しているなど豊富な実績がある。特に、本業務と密接に関係している「石木ダム周辺整備構想検討委員会」、「川棚川水系河川整備警戒検討委員会」、「石木ダム計画概要説明会」、「石木ダム環境影響評価準備書説明会」及び「事業認定制度説明会」の運営を受託しており、業務内容に精通しているため、実績、行政経験、業務継続性等から運営事務業務である本業務の遂行に最も適している。	第167条の2 第1項第2号